

三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業業務委託仕様書

1 趣旨

三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業の実施について、必要な事項を定める。

2 事業の目的

本事業は、長期入院精神障がい者へ退院意欲を喚起することで退院を促進し、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、地域移行・地域定着を推進することを目的とする。

3 委託業務

受託者は、以下の業務を行う。

(1) 精神障がい者の地域移行関係職員等に対する研修に係る事業

受託者は、障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）の精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員や圏域内の一般県民に対し、精神障がい者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、地域関係者と協働し、研修を1回以上実施すること。なお、研修においては、以下の点に留意すること。

- ①精神科病院等の医療従事者及び相談支援事業所の職員等が精神障がい者の地域移行に関し相互理解を深められるものであること。
- ②精神障がい者の地域移行・地域定着支援に資する内容であること。

(2) 入院中の精神障がい者の地域移行に係る事業

受託者は、精神科病院等に入院中の患者を対象に、退院に向けた相談・支援等のプログラムを実施すること。なお、本事業で行うプログラムについては、地域生活を念頭に置いたプログラムとし、病院の職員等の関係者が協力し、プログラム参加者に対し、退院の意向等を確認し、地域移行支援の利用につなげる等の検討が実施されることが望ましい。

(プログラムの例)

体験談プログラム：病棟内プログラム、作業療法、デイケア等において、当該病院を退院し地域生活を送る当事者を招き、入院中の精神障がい者や病院職員が体験談を聞くプログラム

(3) ピアサポーターの活用に係る事業

受託者は、精神科病院等に入院中の患者の地域移行や精神障がい者が地

域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点からピアサポーターを活用して事業を実施すること。

① ピア支援員及びピアサポーターの配置

ピア支援員※¹は、ピアサポーター※²が円滑に活動できるよう、精神科病院等と事業実施について調整するとともにピアサポーターを支援する。

② ピアサポーターの活動

ピアサポーターは、地域生活を送る自らの体験を活かし、(1)～(3)の事業において活動し、(4)の会議等に参加すること。

③ ピアサポーター交流会の開催

ピアサポーターの人材育成、資質向上を目的に県内のピアサポーターが集い交流及び情報交換が行うことができるようにピアサポーター交流会を開催する。

※¹ ピア支援員は、精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識と経験を有する者のうち、精神障がい者の地域移行・地域定着に必要な支援能力を有し、事業実施に向けて調整できる者であること。

※² 三重県が委託したピアカウンセラー・ピアサポーター養成講座を修了した者、または、受託者等が実施したピアサポーター研修等を修了したピアサポーターを配置する。ピアサポーターへの報酬は、最低賃金以上とし、活動に必要な交通費を支払うこと。

(4) 自立支援協議会への参加

受託者は、本事業を実施する圏域において、圏域の自立支援協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項に規定する「協議会」をいう。）へ参加し、長期入院精神障がい者の現状の把握及び地域移行に関する目標の共有を行うとともに、本事業での活動情報を報告する。

(5) その他、精神障がい者の地域移行・地域定着支援に資する事業

(1)～(4)に掲げる事業のほか、精神障がい者の地域移行・地域定着支援に資する事業を実施することができる。

(6) その他

円滑な事業実施を図る観点から、以下のことに努めるものとする。

① 支援対象者に医療保険、介護保険、自立支援給付等で請求可能な支援

が併せて提供される場合が想定されるが、既存制度で請求可能な支援と重複する支援内容については、本事業の補助対象とはならないので留意すること。

- ② 受託者は、支援実施内容や効果等に関する情報提供をするなど、県が実施する評価検証に協力するものとする。

4 委託期間

契約の日から令和4年3月31日まで

5 業務の明細

(1) 計画

委託契約締結後直ちに、実施計画書（様式第1号）及びピアサポーターとの契約書の写しを提出するものとする。

(2) ピアサポーターとの契約

受託者は、ピアサポーターに対し、活動内容、報酬、活動日数、活動時間帯等の条件を明確にし、契約書等の書面を交付すること

(3) 記録

受託者は、ピア支援員及びピアサポーターが勤務した日について勤務日誌（任意様式）を作成し、勤務内容（支援実績等）を明らかにしておくものとする。勤務日誌は、本事業終了後5年間適切に保管するものとする。

(4) 報告

受託者は、事業に関わる、次の報告を行うものとする。

- ① 委託期間満了日までに、実績報告書（様式第2号）を提出するものとする。
- ② 委託契約内容に変更が生じた場合は、直ちに事業実施変更届（様式第3号）を提出し、知事の許可を受けることとする。

6 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があることとする。

(2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 委託者に報告すること。
- ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(3) 受託者が(2)の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(4) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消に推進に関する法律に基づく合理的配慮を提供するなど適切に対応するものとする。

(5) 受託者は、業務を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じることとする。